

農地を売りたい(買いたい)方、
農地を貸したい(借りたい)方まずは、**農業委員会へご相談ください!**

農地の【あっせん事業】による 売買、貸借等について



農業委員会では、農地を所有されている方で農地の売買、貸借などの相手方が決まっていない場合に、受け手(買手・借手)を選定し、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(契約の締結)まで仲介する農地移動適正化あっせん事業を行っています。

申し出する方の流れ

①申し出についての相談・申出
農業委員会事務局までお越しいただき、詳細の打ち合わせをお願いします

- * 対象地は農業振興地域内の農地等となります。
- * 隣地との境界確定※測量など、売買の場合は(根)抵当、仮登記、賃借権等の登記は事前に抹消してください。

農業委員会の流れ

②あっせん委員会の設置
受手選定のための調整、現地調査・評価、あっせん日の決定、を行います

④現地調査・調整会議
農地の現地調査・評価、受け手の選定の調整会議の開催

④あっせん委員会

【申し出をされた方】、【受け手の方】、【農業委員及び事務局職員】同席のもと、お互いの意思・意向を確認しながら、売買価格・賃貸借料受け手のを決めていきます。あっせんが成立したらあっせん調書、農用地集積計画(契約書)の作成を行います。

⑤農業委員会総会

あっせん内容について審議、決定。

受け手の方の流れ

③申込書の提出

地区例会等で農業委員より説明のあった、あっせん地の希望をする場合、申込書を提出していただきます

経営農地面積、農地集団の状況、労働力など総合的に勘案し、受け手選定の調整を行います。



あっせん事業での売買の場合のメリット

売り手：譲渡所得税について800万円の特別控除の証明を受けることができる

買い手：所有権移転登記を農業委員会が嘱託登記することができる。

登録免許税※登記の際の手数料、不動産取得税の軽減申請の証明を受けることができる